

高浜発電所に係る地域協議会について

<p>第1回 (平成27年2月27日)</p>	<p>以下の項目を確認</p> <p>① 関西電力株式会社に対し、高浜発電所の安全確保対策について説明を要請すること</p> <p>② 原子力規制庁に対し、高浜発電所の新規制基準適合性審査の内容について説明を要請すること</p> <p>③ UPZ圏外の京都府内の市町村からの要請があった場合には、その都度、京都府及びUPZ7市町が協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めること</p>				
<p>第2回 (平成27年3月26日)</p>	<p>① 関西電力高浜3・4号機の安全性向上対策の取り組みについて【関西電力】 (主な質問事項)</p> <p>(1) 取水口側と放水口側防潮堤の高さの違い 取水口側: 入力津波高6.2^mに対し堤高8.5^m 放水口側: 入力津波高6.7^mに対し堤高8.0^m 想定される津波が高い放水口側の防潮堤が取水口側より低い理由</p> <p>(2) 送電線(外部電源)鉄塔の耐震性 外部電源の送電線鉄塔は、どの程度の地震に耐えられるのか。</p> <p>② 新規制基準及び高浜発電所3・4号機の設置変更に関する審査書の概要について【原子力規制庁】 (主な質問事項)</p> <p>(1) 基準地震動700ガルの根拠</p> <p>(2) 安全性の面で、炉心溶融事故が発生する頻度が1万年に1回の根拠</p>				
<p>現地確認 (平成27年4月28日)</p>	<p>笠原、三澤、三島原子力防災専門委員が高浜発電所で安全対策を現地確認</p> <p>① 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="496 1093 1364 1451"> <tr> <td data-bbox="496 1093 676 1290"><屋外></td> <td data-bbox="676 1093 1364 1290"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 空冷式非常用発電装置、大容量ポンプ、放水砲、可搬式代替低圧注水ポンプ ・ 津波防護対策(取水路防潮ゲート) ・ 免震事務棟建設現場(工事中) 他 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1290 676 1451"><建屋内></td> <td data-bbox="676 1290 1364 1451"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室 ・ 使用済燃料プール ・ 静的触媒式水素再結合装置(PAR) 他 </td> </tr> </table> <p>② 府原子力防災専門委員の講評</p> <p>第2回地域協議会で関西電力から説明された安全対策について、ハード面だけでなく、発電機の遠隔操作による起動や消火栓ホースの装着訓練など、ソフト面についても一部確認したところ。</p> <p>本日の確認内容を整理し、次の地域協議会で更なる確認や質問を行いたい。また、府民にも分かりやすい説明が必要であり、この点についても、関西電力に対応を求めたい。</p>	<屋外>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 空冷式非常用発電装置、大容量ポンプ、放水砲、可搬式代替低圧注水ポンプ ・ 津波防護対策(取水路防潮ゲート) ・ 免震事務棟建設現場(工事中) 他 	<建屋内>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室 ・ 使用済燃料プール ・ 静的触媒式水素再結合装置(PAR) 他
<屋外>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 空冷式非常用発電装置、大容量ポンプ、放水砲、可搬式代替低圧注水ポンプ ・ 津波防護対策(取水路防潮ゲート) ・ 免震事務棟建設現場(工事中) 他 				
<建屋内>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室 ・ 使用済燃料プール ・ 静的触媒式水素再結合装置(PAR) 他 				
<p>第3回 (平成27年5月12日)</p>	<p>① 現地確認の結果報告(関電に対し安全対策のよりわかりやすい説明を要求)</p> <p>② 関西電力株式会社への質疑応答</p> <p>(1) 福井地裁仮処分決定事項についての安全対策の状況説明</p> <p>(2) 新規制基準クリアによる安全性の確保(福島第一原発事故レベル)</p> <p>(3) 基準地震動700ガルの根拠について</p> <p>(4) 取水口側と放水口側の高さの違いについて</p> <p>③ 原子力規制庁への質疑応答</p> <p>(1) 基準地震動700ガルの根拠について</p> <p>(2) 新規制基準が保証する安全性について (国はどこまで保証して、どこまで責任を持つのか明確な回答を要求)</p>				